

議案第36号

寒川学校給食センター条例の制定について

寒川学校給食センター条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川学校給食センターを設置することにより町立小中学校の安全安心で安定した学校給食提供を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川学校給食センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川町立小学校及び中学校における安全安心で安定した学校給食提供を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、寒川学校給食センターを設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 本町に寒川学校給食センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|-------------|
| 寒川学校給食センター | 寒川町宮山4018番地 |

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。